

短時間労働者保護法案要綱

第一 目的

この法律は、短時間労働者について、労働基準法等と相まって、賃金、休暇その他の労働条件を改善し、雇用を確保するために必要な施策を講ずるとともに、福利厚生に関する施設等の利用を確保し、もってその職業の安定及び福祉の増進に資することを目的とすること。（第一条関係）

第二 定義

この法律において、用語の意義は、次に定めるところによること。（第二条関係）

- ・ 短時間労働者 所定労働時間が同一の事業において同種業務に従事する通常の労働者に比し相当程度短い労働者として政令で定めるものをいうこと。
- ・ 一般労働者 事業場に雇用されている・に掲げる者以外の労働者をいうこと。
- ・ 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいうこと。
- ・ 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいうこと。
- ・ 賃金 労働基準法第十一条に規定する賃金をいうこと。

第三 船員等に対する適用除外

この法律は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員、国家公務員又は地方公務員については、適用しないこと。（第三条関係）

第四 労働条件を記載した書面の明示等

使用者は、短時間労働者との労働契約の締結に際しては、賃金、労働時間、休憩時間、休暇、雇用期間その他の労働条件で労働省令で定めるものを書面で明示し、当該労働契約が成立したときは、遅滞なく、当該労働条件を記載した書面を当該労働者に交付しなければならないこと。（第四条関係）

第五 賃金に関する差別的取扱いの禁止

使用者は、短時間労働者に対し、賃金について、同一事業場における同種の一般労働者と差別的取扱いをしてはならないこと。（第五条関係）

第六 配置等に関する差別的取扱いの禁止

使用者は、短時間労働者に対し、労働者の配置及び昇進について、同一事業場における同種の一般労働者と差別的取扱いをしてはならないこと。（第六条関係）

第七 有給休暇等

使用者は、短時間労働者に関する有給休暇その他の休暇、休業、休憩時間及び育児時間等の女子に与えられる特別の時間について、同一事業場における同種の一般労働者と均衡がとれたものとするように努めなければならないこと。（第七条関係）

第八 福利厚生施設等の利用

使用者は、短時間労働者に対し、福利厚生に関する施設等の利用について、同一事業場における同種の一般労働者と差別的取扱いをしてはならないこと。（第八条関係）

第九 所定労働時間外の労働等の制限

使用者は、短時間労働者について、当該短時間労働者の所定労働時間を超えて労働させ、又は所定労働日以外の日に労働させることのないように努めなければならないこと。（第九条関係）

第十 就業規則の作成等についての短時間労働者の意見の聴取等

- 1 使用者は、就業規則のうち短時間労働者に関する事項の作成又は変更については、労働基準法第九十条第一項の規定によるほか、短時間労働者の過半数を代表する者の意見を聴かななければならないこと。（第

十条第一項関係)

2 労働基準法第九十条第二項の規定は、1の意見について準用すること。(第十条第二項関係)

第十一 苦情の自主的解決

使用者は、短時間労働者の労働条件等に関する苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(使用者を代表する者並びに一般労働者及び短時間労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならないこと。(第十一条関係)

第十二 苦情の申出を理由とする不利益取扱いの禁止

使用者は、第十一の苦情の申出を行ったことを理由として、短時間労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。(第十二条関係)

第十三 一般労働者としての優先雇用

1 使用者は、一般労働者を募集しようとする場合においては、現に雇用する短時間労働者を一般労働者として雇い入れるように努めなければならないこと。(第十三条第一項関係)

- 2 1の場合において、使用者は、同一事業場において親族の介護等を理由として一般労働者から短時間労働者になった者で再び一般労働者になることを希望するものに対し、特別に配慮するように努めなければならないこと。（第十三条第二項関係）

第十四 啓発活動

国及び地方公共団体は、労働基準法、労働組合法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法その他の労働者の労働条件等に関する法令についての短時間労働者に対する適用等に関し、労働者及び使用者の関心と理解を深め、かつ、短時間労働者の労働に従事する者としての意識を高めるため、必要な啓発活動を行うものとする。こと。（第十四条関係）

第十五 施設の整備、求人の開拓等

- 1 国は、短時間労働者となろうとする者に対する職業指導、職業紹介等を効果的に行うために必要な施設の整備に努めなければならないこと。（第十五条第一項関係）
- 2 国は、短時間労働者となろうとする者の速やかな就職を容易にするための求人の開拓及び使用者に対する短時間労働者の雇用に関する指導を行うように努めなければならないこと。この場合において、国は、

短時間労働者になろうとする高年齢者に対し、特別の配慮をするものとする。 (第十五条第二項関係)

第十六 講習及び職業訓練の奨励

- 1 国は、短時間労働者となろうとする者に対して、その就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習を実施するように努めなければならないこと。(第十六条第一項関係)
- 2 使用者は、その雇用する短時間労働者に対して、一般労働者となることを容易にするための職業訓練を実施するとともに、その短時間労働者が職業訓練を受けることを容易にするために必要な援助を行うように努めなければならないこと。(第十六条第二項関係)
- 3 国は、2の職業訓練を受ける短時間労働者に有給休暇を与えること、短時間労働者に2の職業訓練を受けさせること等の措置が使用者によって講じられることを奨励するため、使用者に対する助成その他必要な措置を講ずるように努めなければならないこと。(第十六条第三項関係)

第十七 均等な取扱い

使用者は、一般労働者のうち通常の労働者と同様の就業の実態にあるにもかかわらず労働条件等につい

て通常の労働者と区別して取り扱われている者については、通常の労働者と均等な取扱いをするように努めなければならないこと。（第十七条関係）

第十八 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告

- 1 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、使用者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができること。（第十八条第一項関係）
- 2 1に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を行政庁に委任することができること。（第十八条第二項関係）

第十九 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。（附則第一項関係）
- 2 労働省設置法等について所要の改正を行うこと。（附則第二項、第三項関係）